東京湾岸リハビリテーションセンター 運営規程(介護予防)

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団保健会が開設する東京湾岸リハビリテーションセンター(以下「事業所」 という)において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、 人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」 という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立 て実施し、利用者の心身の機能維持、機能回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業所では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法 及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能維持、機能 回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない 場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村との密接な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第4条 事業所の名称、所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 事業所名 東京湾岸リハビリテーションセンター
 - (2) 開設年月日 平成19年 5月 1日
- (3) 所在地 千葉県習志野市谷津2丁目23番11号
- (4) 電話番号 047-451-1700 FAX番号047-451-1703
- (5) 管理者名 近藤 国嗣

(従業者の職種、員数)

- 第5条 事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定める ところによる。
 - (1) 管理者

1名(管理者代行者は医師と兼務)

(2) 医 師

2名(1名は管理者代行者と兼務)

(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 9名以上

(4) 看護職員 1名

(5) 介護職員 6名以上

(6) 支援相談員 1名以上

(7) 送迎運転手 4名以上(介護職員と兼務)

(8) 事務職員 1名以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護予防通所リハビリテーションに携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示の下、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的 処置を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の日常生活動作における介助を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 送迎運転手は、利用者の送迎時における運転を行う。
- (8) 事務職員は、請求業務等の当事業所における事務業務を行う。

(営業日及び営業時間等)

- 第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日、営業時間及びサービス提供時間は以下の とおりとする。
 - (1) 営業日は毎週月曜日から土曜日までの6日間とする。但し、年末年始(12月30日 から1月3日)を除くものとする。
 - (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分とする。
 - (3) サービス提供時間は1階および2階は、第1部8時50分から12時30分、第2部 11時40分から15時20分及び第3部13時10分から16時時50分までとす る。3階は、第1部10時00分から12時00分、第2部13時30分から15時 30分までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションは、1階および2階は、第1部2単位、第2部2単位、第3 部2単位の計6単位とし、

利用定員数は、第1部、第2部:1階1単位50人・2階1単位20人

第2部、第3部:1階1単位50人・2階1単位20人 とする。

3階は、第1部、第2部各1単位の計2単位とし、

利用定員数は、第1部、第2部:各15人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

- 第9条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 等リハビリタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づ いて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う。
 - (2) 利用者及び家族への助言援助を行う。

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) リハビリテーションの実施に必要な材料費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

習志野市・船橋市

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または 他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、診 療録に記載する。

(虐待の防止等)

- 第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を行う。
 - (1) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に実施する。
- (2) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第15条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - (1) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - (2) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
 - (3) 故意に施設・設備・備品等に損害を与え、またはこれらを持ち出すことを禁止する。

(非常災害対策)

- 第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底………随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

- 第17条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
 - (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団保健会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

- 第21条 通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水廻り設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 感染症が発生しまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 指針(別添)を定め、必要の措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 当事業所において、就業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(個人情報の保護)

- 第22条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、 正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよ う指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものと する。
- 2 個人情報保護法にもとづく、居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護 支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答は公表または本人が容易に 知り得る状態におくものとする。
- 3 個人情報に関する扱いは別に定める個人情報取扱規程によるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めの ない運営に関する重要事項については、医療法人社団保健会理事長及び事業所管理者の合議 により決定する。
- 4 当事業所は、適切な介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場に おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相 当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明 確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附則

この運営規程は、平成19年5月1日より施行する。

平成20年5月1日付 第5条及び第7条を一部改定する。

平成21年3月1日付 第5条及び第8条を一部改定する。

平成23年7月1日付 第5条、第6条及び第8条を一部改定する。

平成24年9月1日付 第7条を一部改定する。

平成25年10月1日付第7条及び第8条を一部改定する。

平成28年6月1日付 第7条を一部改定する。

平成30年4月1日付 第10条を一部改定する。

令和4年5月1日付 第12条を第14条とし以下2条ずつ繰下げ、第11条の次に

新たに2条を加える。

第3条、第7条、第8条、第20条及び第22条の一部を改定する。

令和5年4月1日付 事業所名を「東京湾岸リハビリテーションセンター」に変更する。

第14条を加え、以下1条ずつ繰下げる。

令和5年12月1日付 第7条及び第8条を一部改定する。